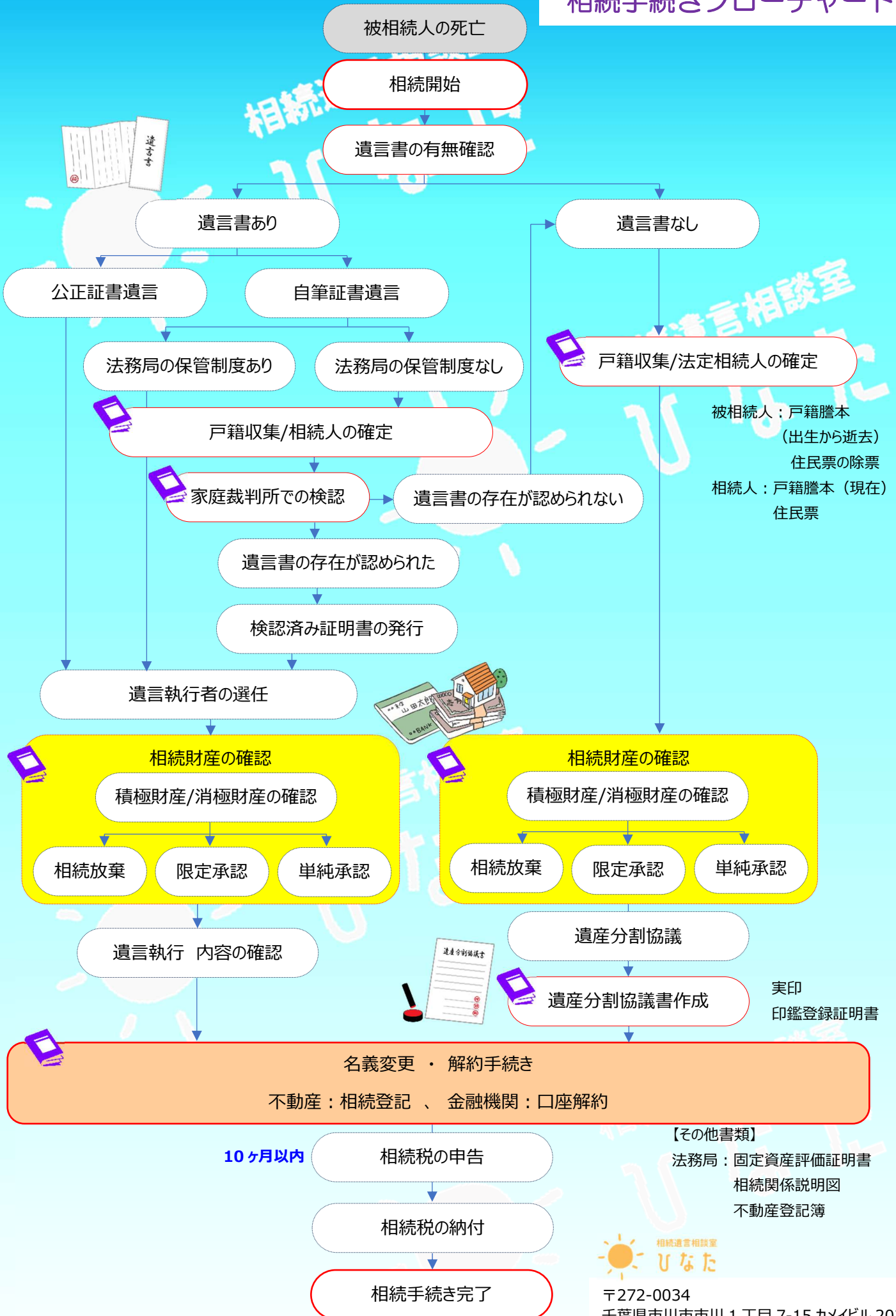
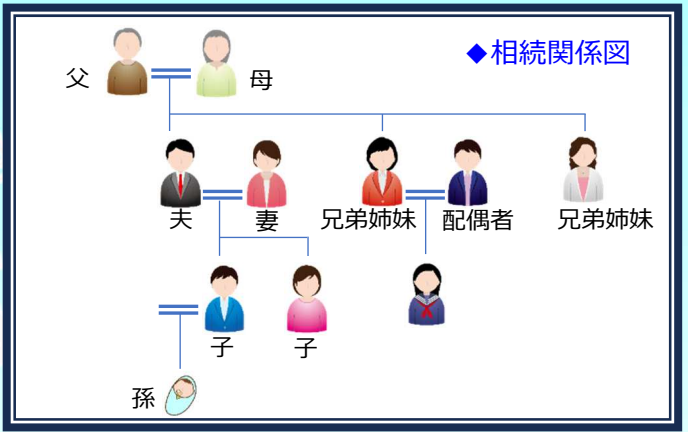


# 相続手続きフローチャート



# 法定相続人フローチャート



相続開始

配偶者は常に相続人となります。

子供はいますか？

全員存命

子供

一部のみ存命

亡くなった子に子供(孫)はいますか？

いる

子供と孫

いない

子供

全員亡くなった

亡くなった子に子供(孫)はいますか？

いる

孫

いない

配偶者がいる場合  
配偶者の相続分  
**2分の1 (1/2)**

(元々)いない

父母はいますか？

両親とも存命

父母

一方存命

父または母

両方いない

祖父母はいますか？

一部存命

祖父母

全員亡くなった

配偶者がいる場合  
配偶者の相続分  
**3分の2 (2/3)**

兄弟姉妹はいますか？

(元々)いない

配偶者のみ

全員亡くなった

亡くなった兄弟姉妹に子供(甥・姪)はいますか？

いない

配偶者のみ

いる

甥・姪

一部存命

亡くなった兄弟姉妹に子供(甥・姪)はいますか？

いない

兄弟姉妹

いる

兄弟姉妹・甥・姪

全員存命

兄弟姉妹

配偶者がいる場合  
配偶者の相続分  
**4分の3 (3/4)**

※ 数次相続：相続が開始したあと、遺産分割が終わる前に相続人が死亡し、次の相続が開始されてしまった状態のこと  
この場合、相続人の範囲が広がる可能性があります。詳しくは、専門家にお問い合わせください。

〒272-0034

千葉県市川市市川 1 丁目 7-15 カメイビル 203

☎0120-500-997 📠047-413-0375

